

令和4年度 「伊豆の国市プレミアム付商品券」  
伊豆の国市プレミアム付商品券事業計画書  
(伊豆の国市プレミアム付商品券事業取扱規程)

1. 目的

伊豆の国市プレミアム商品券（以下「商品券」という。）の発行により、新型コロナウイルス感染症により縮小した地元経済の活性化並びに市民生活の支援を目的に実施する。

2. 発行者及び運営

発行者は伊豆の国市商工会とし、運営については伊豆の国市商工会商業部会が行う。

3. 事業実施期間

本事業は、令和4年7月1日（金）から令和4年12月31日（土）までとする。

4. 取扱店

商品券の取扱店は、伊豆の国市商工会会員または伊豆の国市内に事業所を有する事業者（非会員）で、伊豆の国市安全安心宣言実施申請書で登録を行い、本会の承認を得た事業者とする。

5. 取扱店の登録

商品券の取扱については、あらかじめ申請により登録を行わなければならない。

6. 登録手続き

- ① 取扱店の登録を新規に希望する事業者は、様式1、様式2により登録申請を行う。
- ② 申請期間は、令和4年5月11日（水）から5月25日（水）までとする。ただし、期間以降であっても取扱店とすることができるが、取扱店PRが出来ない場合もある。
- ③ 従来の名簿に記載されている登録店は、変更（取りやめ・振込先の変更、新規取り扱い）がない以外は、そのまま取扱店として継続とする。
- ④ 登録料は無料とする。

7. 商品券の内容

- ① 発行総額 30,000万円 25,000セット
- ② 商品券の種類 1枚の金額は1,000円とし、共通券5枚と専用券7枚綴り5,000円分を7,000円で販売する（商品券のプレミアム率は20%とする。共通券は全ての取扱店で利用可能。専用券は法人の場合、店舗の法人登記地が伊豆の国市内にあり、かつ資本金五千万円以下又は従業員50人以下の中小企業事業所の取扱店で利用可能。個人の場合は全ての取扱店で利用可能。
- ③ 商品券の発行及び有効期間 商品券は令和4年7月1日（金）から発行し、有効期間は令和4年12月31日（土）（6ヶ月間）までとする。有効期間を過ぎた商品券は無効とする。
- ④ 商品券の購入 商品券は本会が指定した販売所において行う。伊豆の国市が市民全世帯に引換券を送付。（なお、1次販売の購入限度額は1万円までの1セットとし、2次販売(8月予定)から、1世帯2セットまで随時販売を行う。代理購入は可)
- ⑤ たばこ(たばこ事業法第36条第1項にて小売価格以外での販売禁止)、ビール券・図書券などの既存商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品、電子マネー

へのチャージ、税金、公共料金の支払い、仕入れ等の事業資金は利用対象外。又、つり銭については原則として出さない。

- ⑤ その他補足事項 商品券記載事項（法令による記載必要事項）
- ・ 発行者の住所及び名称 伊豆の国市四日町290番地 伊豆の国市商工会
  - ・ 証票金額 10,000円
  - ・ 有効期限 令和4年7月1日（金）から令和4年12月31日（土）まで
  - ・ 使用できる場所・施設 販売時に別添として取扱事業所一覧を添付する。

## 8. 利用上の注意事項

- ①商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金は不可とする。
- ②商品券利用対象外商品に対して、商品券での支払は不可とする。
- ③自ら商品券を購入し自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為は禁止する。万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪）対象となる場合がある。
- ④自店舗の商品仕入、買掛決済など自らの営業活動は利用不可とする。
- ⑤商品券の再販・再流通は不可とする。
- ⑥商品券の偽造・悪用・濫用は不可とする。
- ⑦商品券を盗難・紛失・毀損等した場合、全て自己責任とする。
- ⑧換金に際し、必要となる費用（事務費用相当分として募集案内に定める商品券額面金額の10%（但し本会会員無料）は取扱店負担とする。但し、振込手数料（金融機関が定める窓口振込の金額）は本会負担とする。
- ⑨商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗内の責に帰すると認められる場合、自ら解決する。
- ⑩商品券の取扱に関して市及び商工会から、改善要請等には従うこと。
- ⑪登録する店舗は（ア）「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者」、（イ）「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、（ウ）「公序良俗に反する店舗」、（エ）「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」 以上いずれかに該当しないこと。万一関係が発覚した場合は、取扱店舗の登録を取消します。
- ⑫現金との引換えは行わないこと。

## 9. 換金方法及び換金手数料

- ①商品券の換金日 取扱店において回収した商品券の換金方法は銀行振り込みとし登録時に指定された金融機関の指定口座とする。振込みは毎月12日と22日（最終月は、令和5年1月は1月12日）、換金受付日の翌々日、休日が入る場合は休日を加算した日とする。  
換金受付日は毎月5日（該当日が休日の場合は翌営業日）までに商工会各事務所に持参する（該当日が休日の場合は翌営業日とする）。最終換金日は令和5年1月5日（木）とする。換金方法は銀行振り込みとし、登録時に指定された金融機関の指定口座とする。（振込みは換金日の翌々日休日が入る場合は休日を加算した日とする）。最終換金日は令和5年1月22日（木）とする。
- ②換金手数料について商工会員は無料、非会員については10%とする。

③口座振込み手数料は本会負担とする。(登録店は無料)

#### 1 0. 事業 PR 方法

①市内全戸配布 PR、商工会 HP、機関誌商工いずのくに掲載、取扱店にて PR

#### 1 1. 商品券の販売

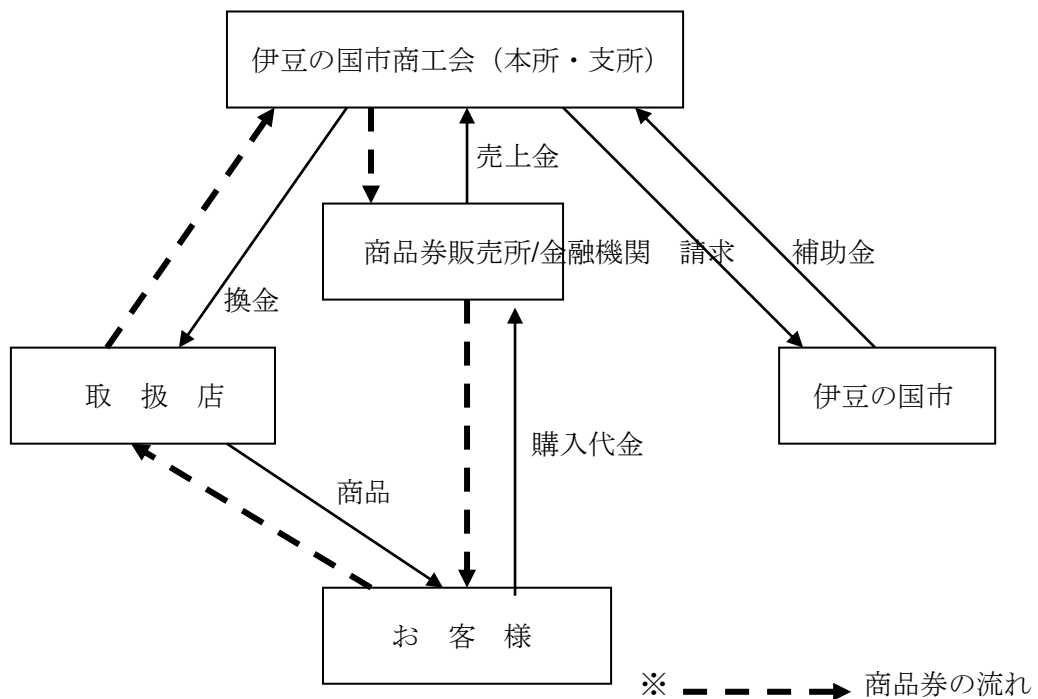
①商品券の販売先は伊豆の国市商工会が指定した金融機関、郵便局等に委託する。その他、伊豆の国市役所(商工課)、伊豆の国市商工会(本所)にて販売する。

②販売手数料は、委託販売額の 0.5% を金融機関に支払う物とする。

③商品券綴り 1 セット毎に額面 1 万円の領収書を最後尾に添付し、これを販売時の領収書に代える。

④金融機関での売上金は、その都度、商工会口座へ振り込む。

#### 1 2. 伊豆の国市プレミアム商品券の流れ



#### 1 3. 回収後（換金後）の商品券の保管期間

発行年度の翌年度末まで、本所にて保管する。